



平成 29 年 6 月 1 日

各 位

会社名 株式会社あかつき本社
代表者名 代表取締役社長 島根 秀明
(コード 8737 東証第2部)
問合せ先 取締役グループ財務部長 川中 雅浩
(TEL 03-6821-0606)

(再訂正)「簡易株式交換による連結子会社(あかつき証券株式会社)の 完全子会社化に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

平成 28 年 2 月 25 日に開示いたしました「簡易株式交換による連結子会社(あかつき証券株式会社)の完全子会社化に関するお知らせ」(平成 28 年 2 月 26 日付「(訂正)簡易株式交換による連結子会社(あかつき証券株式会社)の完全子会社化に関するお知らせ」にて一部訂正)につきまして、一部訂正がございますのでお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

あかつきフィナンシャルグループ株式会社 第7回新株予約権発行要項

(訂正前)

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

<中略>

(2) 本新株予約権割当後、下記 i)乃至 ii)に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

i) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない)。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日)をもって行使価額の調整を行う。

ii) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権

(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。)又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

<後略>

(訂正後)

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

<中略>

- (2) 本新株予約権割当後、下記 i)乃至 ii) に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{\text{既発行株式数} \pm \frac{\text{交付株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

- i) 当社が時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない)。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日)をもって行使価額の調整を行う。

- ii) 当社が時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。)又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により当社普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

<後略>

(訂正前)

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

<中略>

- (2) 本新株予約権割当後、下記 i)乃至 ii) に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

- i) 当社が行使価額を下回る払込金額で新たに普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合(但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない)。

なお、この場合は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日)をもって行使価額の調整を行う。

- ii) 当社が行使価額を下回る払込金額をもって、普通株式を交付する定めのある新株予約権(取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む)又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日)にこれらの株式の取得により普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

<中略>

9. 本新株予約権を行使することができる期間

平成29年7月16日から平成32年7月16日まで。

<後略>

(訂正後)

8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

<中略>

- (2) 本新株予約権割当後、下記 i)乃至 ii) に掲げる事由により当社の発行済普通株式数に変更が生じた場合又は変更が生ずる可能性がある場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\frac{\text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} = \frac{\text{既発行株式数} \pm \frac{\text{交付株式数} \times \frac{1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、既発行株式数とは、当社の発行済普通株式の総数から当社の保有する自己普通株式を控除した数をいう。

- i) 当社が時価を下回る払込金額で新たに当社普通株式を発行又は自己株式の処分をする場合（但し、新株予約権の権利行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使により当社が同株式を交付する場合及び合併、会社分割又は株式交換により同株式を交付する場合を含まない。）。

なお、この場合は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日、また株主割当による場合は割当を受ける権利を与える為の基準日がある場合は、その基準日。）をもって行使価額の調整を行う。

- ii) 当社が時価を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある新株予約権（取得条項付新株予約権、新株予約権付社債を含む。）又は取得請求権付株式、取得条項付株式を発行した場合。

なお、この場合は、当該新株予約権の割当日に当該新株予約権の総ての行使があったものと看做し、また取得請求権付株式及び取得条項付株式を発行した場合は、同株式の払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日）にこれらの株式の取得により当社普通株式の交付があったものと看做して行使価額の調整を行う。

<中略>

9. 本新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 7 月 17 日から平成 32 年 7 月 16 日まで。

<後略>

以 上